

令和3年度第2回 山県市教育委員会定例会議事録

1 日時

令和3年6月28日(月) 午前10時00分～午前10時50分

2 場所

山県市役所3階 会議室304

3 出席者

教育長 服部 和也

委員 千葉 純 委員 川田 八重子

委員 堀 恵子 委員 大野 良輔

事務局 学校教育課長 日置 智夫

生涯学習課長 藤根 勝

学校教育課課長補佐 渡瀬 和則

4 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議事

報第10号 山県市議会に提出する、令和3年度一般会計予算(教育予算)の補正(第2号)についての意見を市長に申し出ることの専決処分の報告について

報第11号 山県市議会に提出する、山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての意見を市長に申し出ることについての専決処分の報告について

議第2号 山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組について

日程第4 諸般の報告

日程第5 その他

5 会議の概要

別添のとおり

午前10時 開会

日程第1 前回の議事録の承認	
令和3年度第1回教育委員会定例会議事録を承認。	
日程第2 議事録署名者の指名	
議事録署名者に川田委員を指名。	
日程第3 議事	
<p>報第10号 山県市議会に提出する、令和3年度一般会計予算（教育予算）の補正（第2号）についての意見を市長に申し出ることの専決処分の報告について</p> <p>報第11号 山県市議会に提出する、山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例についての意見を市長に申し出ることについての専決処分の報告について</p>	
学校教育課課長 補佐	<報第10号及び報第11号について、一括で説明する。>
教育長	<報第10号及び報第11号について、各委員の意見を求める。>
教育長	GIGAスクールサポーターについて補足説明してください。
学校教育課長	GIGAスクールサポーター配置業務委託は、国庫補助事業として採択されたので、学校に対するタブレット端末に関する電話サポートや出張サポートを業者委託するものです。
川田委員	里山林整備等業務委託とはどういうものですか。
生涯学習課長	高富中央公民館の南側の山林で倒木等が起きないように伐採するものです。農林畜産課をとおして県の里山林整備事業を申請したところ、事業認定されました。
教育長	<ほかに委員からの意見がないため、報第10号及び報第11号について承認を求める。>
教育長	<全員異議なしにより、承認する。>
議第2号 山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組について	
学校教育課課長 補佐	<p><議第2号について、説明する。></p> <p><「3 今後の取組」中、「令和2年度」を「令和3年度」に、「実施する予定であり」を「実施しており」に修正する旨、説明する。></p>

教育長	<議第2号について各委員の意見を求める。>
千葉委員	保護者の方を中心とした地元の方の意見を聞かせていただくのが第一歩だと思います。安易に統廃合という流れにならないように、よりよい形になるのはどの方向かという議論に進むようにアンケートの内容を精査しながら進めばいいと思います。
堀委員	学校と地域は非常に深く結びついていると思うので、地域が生き生きとしたものを維持できるようにという観点から考える必要があると思います。小規模校ならではの魅力を作り続けていく努力をしていくことが必要だと思います。小規模校のメリット、デメリット、統合したときのメリット、デメリットを集められるようなアンケートの内容にできるといいと思います。
川田委員	新聞に掲載されるととても発信力があるので、大桑小学校と福井市の一乗小学校とのオンライン交流をはじめとして、伝承芸能の取組など、各小規模校の魅力をどんどん発信してほしいと思います。その上で、保護者や児童生徒、地元の方の意見をよく聞いて適正化を進めるべきだと思います。
大野委員	<p>地域にはそれぞれの歴史があるので、児童生徒の数ありきで統廃合するのはいかがなものかだと思います。保護者の数自体が少ないので、保護者の意見は少数意見になってしまう一方、地元の多数意見は政治的になってしまうかもしれません。あくまでも、山県市の子どもたちをどう育てていくのかという観点を忘れてはいけないと思います。児童数が少ないのであれば、オンラインで合同授業をするなどでカバーできることは多いと思います。</p> <p>平成19年度の計画が実施できていないのは地域のいろいろな問題があるからだと思いますので、何か新しいもの、古いよかったものを考えていくべきだと思います。</p>
教育長	今回は、今までの統合ありきの計画から年数もたっているので、もう一度検討委員会を開いて、現在にあった魅力的な学校という方向で答申を出していただくことが結論です。この方針について、承認をいただけますでしょうか。
教育長	<全員異議なしにより、原案のとおり議決する。>
日程第4 諸般の報告	

生涯学習課長	<p>「ラジオ体操」のチラシを御覧ください。昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止としました。従来、みんなのげんき広場で開催する全体会のほか各小学校区単位で開催していましたが、今年度は中学校区単位での開催とします。</p>
学校教育課長	<p>「森と川の学習」を6月に企画していましたが、まん延防止等重点措置区域に指定されていたこともあり、9月初旬に変更しました。</p> <p>プールは、1学期は中止としました。いわ桜小学校は、「サンながら」の施設を利用してどんな授業ができるか検証したいので、2学期に実施する予定です。</p> <p>修学旅行は、全ての小中学校で秋に実施する予定です。</p>
教育長	<p>私からは、「いじめ」に関しての話をします。山口市には、重大事態に及ぶいじめの案件はありませんが、重大事態が発生したときにすぐに対応できるよう「いじめ防止対策推進法」に規定された組織を今年度中に整備したいと考えています。</p>
学校教育課課長 補佐	<p>「いじめ防止対策推進法」を御覧ください。第14条第1項、同条第3項、第30条第2項で附属機関について規定されていますが、山口市には附属機関がないものですから、重大事態が発生したときにすぐに対応するために条例を整備しなければならない状況です。</p> <p>県内の市では8市がいじめ防止対策推進条例といった条例を制定済みです。これらは、いじめ防止対策推進法の規定と重複している部分が多くあります。法律は、いじめ対策に関する条例を制定するよう地方公共団体に義務づけてはいません。全国の自治体を調べますと、岐阜県内の市の例のような条例は少なく、附属機関に関する条例のみを制定している自治体のほうが多いようです。</p> <p>事務局としては、法の理念と重複した内容の条例を制定するのではなく、附属機関に関する条例のみを制定する方針ですが、委員の皆様のお意見をいただきたいと思っております。</p>
千葉委員	<p>組織を定めるということは、いじめ対策委員会といったものを常時もつということになりますか。</p>
教育長	<p>そうなります。</p>

	<p>条例はあくまで組織についてのみ制定し、理念の部分は違う形で、例えば高山市のような宣言という形でもいいのではないかと考えています。</p>
堀委員	<p>条例を制定するメリットはあまりないということでしょうか。</p>
教育長	<p>メリットはあると思います。なにか問題が起きたときに、こういう組織を立ち上げて解決に向かいます、ということを決めておくわけです。</p>
学校教育課課長 補佐	<p>組織を立ち上げるために、その組織がどんな事務を行うのか、どんな構成メンバーにするのか、任期は何年か、といったことを規定するのは、教育委員会の規則ではなく議会での議決が必要な条例であるということです。</p>
大野委員	<p>いじめ防止対策推進法が上位法で、それにもとづいて組織を条例で制定するということですね。</p>
学校教育課課長 補佐	<p>そうです。</p>
千葉委員	<p>どちらがいいのか判断しかねます。条例を制定することで山県市がいじめ対策にしっかりと取り組んでいるという発信になるかもしれませんが、それなら宣言という形でも同じような効果は得られると思います。何らかを発信するということは、あってもいいと思います。</p>
川田委員	<p>現在は組織はないけれど、いじめ問題対策連絡協議会等の構成メンバーもあらかじめ決めておくということですね。</p>
教育長	<p>委員となるべき人物の専門分野や所属機関を決めておくということです。</p> <p>今年度から、中学校が中心になっていじめを考える集会を開き、最終的に子どもたちが宣言をします。その宣言を受けて、大人たちも協力するという山県市の宣言を作るように考えています。</p> <p>組織について条例で定める一方で、子どもや大人に身近な宣言のようなものをしっかり作っておけば、理念の条例を制定することと同じ意味になるのではないかと思います。</p>
大野委員	<p>3中学校が集まるのが無理であれば、オンラインで宣言できるといいですね。</p>

教育長	いただいた御意見を参考に、今のような流れでいじめについて取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。
-----	---

午前10時50分 閉会